外国人を雇用する企業の人事・実務担当者様へ（全業種対応）

技人国ビザで「不許可」が連発

許可が出ない3つの類型と、入管庁「対比表」の読み方

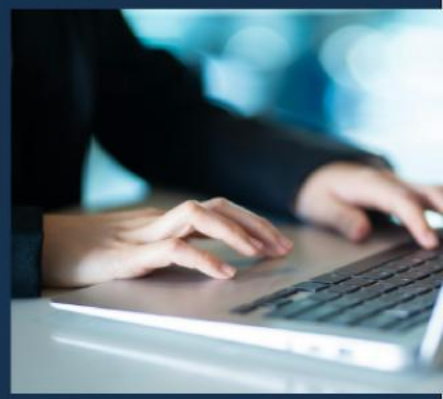












この資料でわかること

- これまで通っていた申請が不許可になる「3つの類型」
- 入管庁が公表した特定技能との対比表（5業種）の読み方
- 「関連業務」「研修の一環」という説明はどこまで通用するか
- 企業が今すぐやるべき自社チェック5項目

本資料の全体像

不許可が連発している「3つの類型」— 本資料はこの順に解説します

① 虚偽申請型

論外・犯罪

技人国該当性のある業務内容と謳って申請し、実際には現場作業に就かせる。在留資格等不正取得罪・不法就労助長罪に該当する完全な不法就労。

→ P10で解説

② 誤認型

不許可が連発

「〇〇管理」「指導業務」「店長業務」「接客業務」を技人国該当業務と誤認しているケース。これまで許可が出ていた配置でも不許可が相次いでいます。

→ P4〜7で解説

③ 混在型

実態上頻発・最も危険

該当業務と現業が混在し、申請書には該当業務のみ記載。例：1日6時間は通訳翻訳だが、残り2時間は「関連業務」として現業作業をしている。

→ P8〜9で解説

実務上、不許可が連発しているのは②と③です。
これまでは許可が出ていたケースでも、近時は不許可が相次いでいます。②③も実態次第では①と同様に刑事リスクに発展し得ます。

なぜ審査が厳格化されたのか ― 2つの背景

背景① 制度趣旨との乖離

技人国は本来、大学等で学んだ専門知識を使う仕事のための在留資格です。ところが人手不足を背景に、「生産管理」の名目でライン作業、「国際業務」の名目でホテルのレストラン業務――本来は現場作業の仕事に技人国を充てる偽装就労が広がりました。こうした運用が緩やかに許容されてきた時代は、終わりました。

背景② 受け皿（特定技能）の整備

かつては「現場の仕事を任せられる在留資格がない」という事情がありました。しかし今は、現場業務のための在留資格である特定技能が整備され、対象分野も拡大しています。現場業務は特定技能で、専門業務は技人国で――国が用意した役割分担が明確になったからこそ、技人国に現場業務を紛れ込ませる理由がなくなった。これが厳格化の構造です。

「悪用が広がった」×「正規の受け皿ができた」。この2つが揃った以上、審査が元に戻ることは考えにくい状況です。

「その業務、技人国ではありません」

「○○管理」「指導業務」「店長業務」「接客業務」――これらを技人国の該当業務と考えていませんか。
これまではこうした業務でも許可が下りていた例が多くありました。しかし、いわゆる「なんちゃって管理」や「一店舗に留まる店長業務」に、技人国の該当性はありません。

原則の確認

技人国は「学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的能力を必要とする活動」のための在留資格。求人の採用基準に「未経験可、すぐに慣れます」と記載できるような業務内容は認められません。

判断に迷ったときの「目安」

現場業務でも専門的な能力が必要な業務は多く、線引きは簡単ではありません。一つの目安として――その業務が、学問的な知識を要さなくても「5年、10年」続ければ誰でも専門的な業務者になれるのであれば、それは技人国には該当しないと言えます。

誤認を正す道具 — 入管庁が公表した「対比表」

特定技能の受入分野では、特定技能1号・2号と技人国の業務区分が分かりにくく、技人国の方が実態として特定技能2号に該当する業務を行っているケースが従来よくありました。こうした中、2026年に入管庁が「在留資格『技術・人文知識・国際業務』と『特定技能』の違いについて」として、5業種の対比表を公表しました。

対比表に共通する構造

作業する	→ 特定技能1号
指導しながら作業する・工程管理	→ 特定技能2号
設計・企画・経営・指導監督	→ 技人国

この表の意味

審査官も企業側と同じ表を見て判断します。申請書に書いた職務内容がこの表のどこに当たるのかが、今後の審査の物差しになります。同時に「受け皿」も示されました。技人国で認められない仕事は、特定技能なら正面から認められます。

※本対比表は想定される主な活動の概略を整理したものです。表に記載のない業務が直ちに認められないという意味ではなく、個別の許可判断は在留資格該当性・上陸許可基準への当てはめにより行われます。